

## 木古内町立小学校の通学区域に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、木古内町立小学校(以下「学校」という)の通学区域について、必要な事項を定めることを目的とする。

(通学区域)

第2条 学校の通学区域は、別表のとおりとする。

(入学)

第3条 学校に入学(転入学及び編入学を含む。)しようとする者の学校は、学齢児童の保護者(親権を行う者、親権を行う者がいないときは、後見人をいう。以下同じ。)の住所の存する通学区域の学校とする。

(学校の指定変更)

第4条 学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第8条の規定により、規定した学校を変更することが相当と認められる理由があり、木古内町教育委員会(以下「教育委員会」という。)の許可を得たときは、他の通学区域の学校に入学することができる。

2 前項の規定による学校の指定変更の許可を受けようとする保護者は、通学区域外通学許可申請書(別記様式)を教育委員会に提出しなければならない。

(教育長への委任)

第5条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、平成21年8月7日から施行する。